

回復期病床整備事業の御案内

回復期病床整備事業費補助金について

- 愛知県では、不足が見込まれる回復期機能の病床の充実を図ることを目的として、回復期病床（回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟等）への転換・新設に必要な経費（施設・設備整備費用）の一部を助成しています。
- 平成30年度から、補助金の交付申請手続き前に「回復期病床整備計画書」を御提出いただき、地域医療構想推進委員会で計画内容が適当とされた場合に、補助金の交付申請を受け付けることとしています。

＜令和8年度第1回地域医療構想推進委員会の開催予定時期＞

令和8年8～9月頃予定

〔補助対象者〕 医療機関の開設者等

〔補助率〕 1/2

〔基準額〕 ○施設整備

新築・増改築	12,100 千円/床
改修	3,508 千円/床

○設備整備 500 千円/床

〔対象経費〕 既存の病床を回復期病床（回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟等）へ転換するため、又は、回復期病床を新たに設置するために必要となる以下の経費（※）

○施設整備…施設の新築・増改築、改修に要する工事費等

○設備整備…医療機器等（備品）の購入に要する費用

※1品につき30千円を下限額とする。

※ 既存の回復期病床（回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟等）に係る事業は補助対象になりません。

※ 本事業は令和8年度までに施設整備等の費用を支出する計画が対象となります。（施設整備が令和9年度以降に継続することは問題ありませんが、令和9年度以降に支出する費用は補助対象外となる可能性があります。）

※ 来年度から取組を開始する予定の新たな地域医療構想においては、「回復期機能」は「包括期機能」として位置づけられることから、「回復期病床整備事業費補助金」は今年度をもって終了する可能性があります。

〔補助条件〕 地域医療構想推進委員会で適当である旨の意見が付された場合に補助金を交付する。

申請等の手続きについて

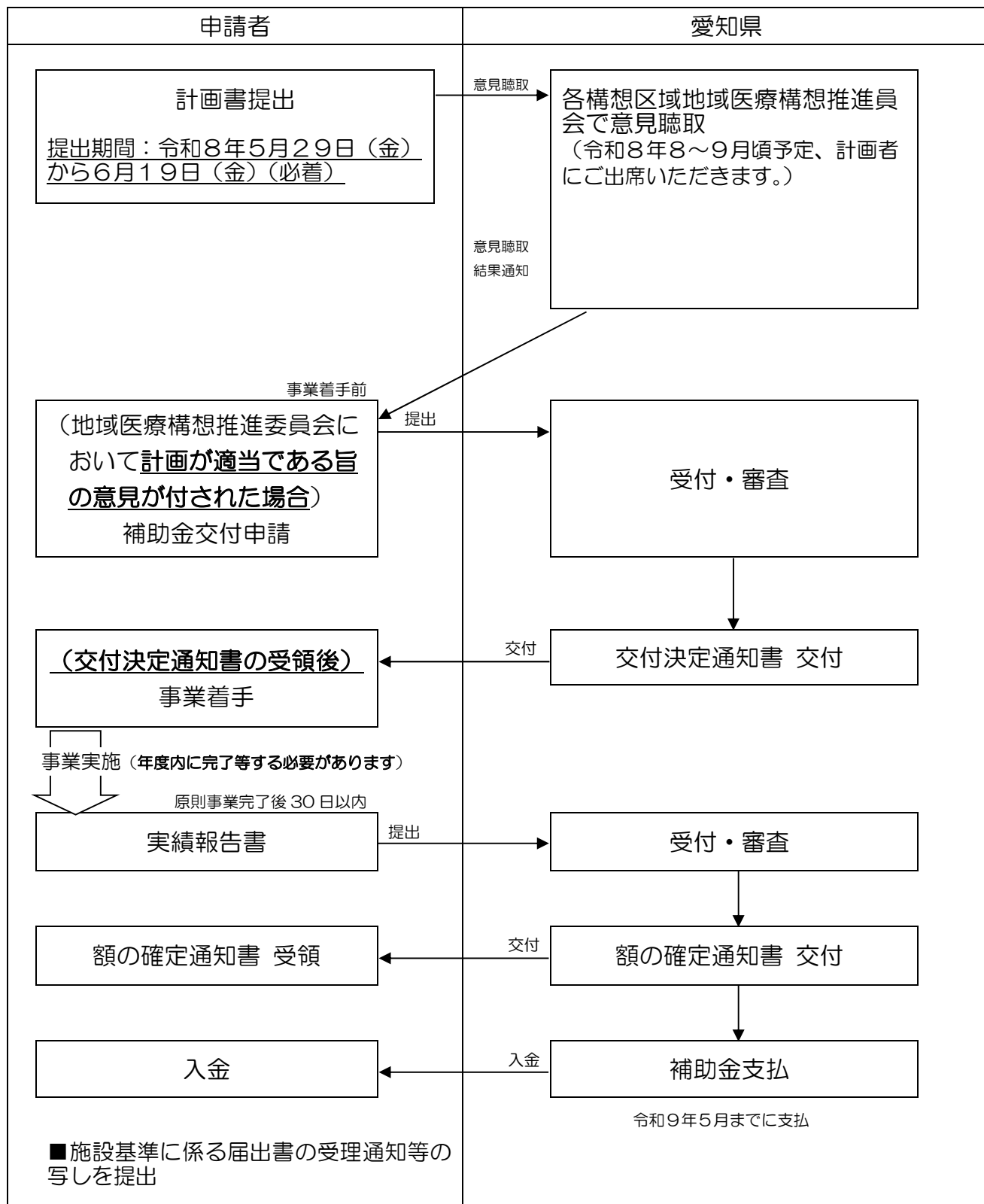
回復期病床整備計画書の提出や補助金の申請等、必要な手続きについて御案内させていただきますので、事業内容が決定した段階で、下記の問い合わせ先まで御連絡ください。

今年度申請する場合は、令和8年5月29日（金）から6月19日（金）の期間に回復期病床整備計画書を提出してください。

また、必要に応じて適宜、愛知県のホームページも御参照ください。

＜回復期病床整備事業費補助金＞ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/iryo-keikaku/kaifukuki.html>

主な手続き等の流れについて



注） 交付決定通知書の交付前に着手した場合は、補助を受けられません。

お問い合わせ先

愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 医療計画グループ
電話 052-954-6265（ダイヤルイン）